

鳥獣駆除不正

市議も虚偽申請

計29人関与
241万円

霧島市、返還要請へ

鹿児島県霧島市でイノシシなど有害鳥獣の捕獲を偽り、捕獲隊員が報償費を不正受給した問題で、市は29日、2013年度からの4年間で252件の不正があり、総額は241万8200円に上るとの調査結果を市議会全員協議会で明らかにした。不正を認めた隊員は29人で、現職市議1人が含まれることが分かった。

市議は同じ個体の写真を使い回して虚偽申請している。でっち上げではない」などと釈明した。市は29人に不正受給の返還を求める。

報償費受給には、捕獲した個体の尾と両耳、写真的提出が必要。市議は、捕獲した際にカメラがなかったとき、耳などを持ち帰り、後日捕獲した別の個体を撮影して申請していたと説明する。こうしたケースが4年で数十件に上るという。

市は、仮に市議の説明が事実でも不正受給に当たると判断。市議は「カメラを取りに帰宅するのは面倒だったので問題ないと想い、軽い気持ちでやってしまつた」などと説明している。

返還を求める最高額は41万2千円。市は不正が1件の10人を捕獲従事者の資格停止2カ月、複数だった19人を同1年の処分にする。

他に1人が調査で不正と判断されながら否定している。市は認めるよう説得を続け、応じなければ詐欺容疑で県警に告発する方針。

市は、捕獲した鳥獣の数や種類に応じ、国の補助金を含む報償費を交付している。イノシシとシカは1頭1万2千円（国補助金8千円）。今回判明した不正で国補助金を活用した154件、92万9千円を国に返還する。

（上野和重）